

# みんなで築く国民年金

## 平成31年度の国民年金保険料 は月額1万6410円

31年度(4月～来年3月)の保険料は、月70円引き上げられ、月額1万6410円です。

保険料は、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア(一部を除く)などで納付できます。市役所、東部出張所では納付できませんので、「ご注意ください」。

納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

## 30年度保険料の納め忘れはありませんか

30年度分の保険料の納め忘れがないか、もう一度納付書を確認してください。

保険料を納め忘れたまま納付期限から2年を過ぎると時効となり、納付できなくなります。納付期間が不足すると、将来受け取る年金額が減少したり、受け取れなくなったりする場合があります。また、障害のある

## 学生で納付が困難な方は 学生納付特例制度の申請を行ないます

学生の方も20歳になつたら国

## 免除・猶予期間の保険料を追納すると受給額が減りません

保険料の免除(全部または一部)や猶予、学生納付特例制度

の承認を受けた方は、保険料を全額納めた方と比べて、将来受け取れる年金額が少くなりま

す。  
ただし、免除・猶予期間から10年以内であれば、あとから保険料を納付(追納)することで、通常の額を受け取ることができます。

この場合、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して2年度以内であれば、当時の保険料額のまま納付できます。

※31年度分(4月～来年3月)の申請は、4月1日から受け付けます。  
※現在承認を受けている方が引き続き31年度分の納付特例を希望する場合も、4月以降に申請が必要です。日本年金機構から申請のためのはがきが送付された方は、記入し投函すると申請が完了します。

☆詳しくは、立川年金事務所へお問い合わせください。

042-523-0352へ。

## 60歳未満で退職した方は 国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが、20歳以上60歳未満で退職したときは、国民年金への加入手続きが必要です。

また、退職した方に扶養される配偶者は、第3号被保険者

者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

◇申請 退職日の分かる証明書(雇用保険被保険者離職票など)、印鑑、年金手帳を持つて、市役所年金係または東部出張所へ。

※退職後、厚生年金に加入している配偶者(第2号被保険者)に扶養される方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者への変更手続きをしてください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。  
忘れないでください。



## 用語説明

- \* 第1号被保険者=自営業、学生、アルバイト、無職の方など
- \* 第2号被保険者=厚生年金に加入している会社員や公務員など
- \* 第3号被保険者=第2号被保険者に扶養されている配偶者